



平成 17 年 12 月 26 日

金融庁
金融庁監督局保険課 御中

在日米国商工会議所 (ACCJ)
保険小委員会
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」(案)に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年 11 月 24 日付で公表された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」(案)に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。

今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

在日米国商工会議所は、11月24日に公表された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等」（案）において金融庁が掲げられた保険商品の価格弾力化の推進という主旨は歓迎いたします。

しかしながら、米国では、総合収益に基づく価格設定が行われています。この方法では、保険料の価格設定に適度な弾力性が与えられ、会社は支出事業費を自己の裁量により決定し管理することができることから、自由な競争が可能となり、消費者に利益がもたらされることとなります。今回の金融庁の改正案だけでなく、こうした米国で行われている価格設定のあり方も併せて認めていただくようお願いいたします。